委員会報告

今定例会に提案された議案の審査のため開催された常任委員会における審査の経過と結果を報告します。

総務常任委員会

●平成21年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

○道の駅広場整備について

質疑を終結した後、委員から提出があっていた平成21年度宇城市一般会計補正予算、第5号に対する修正案を審査した。

修正案提出の理由は、「企画費における道の駅広場整備関係の補正予算については、第一に6月より12月議会までの間に、その後の経過報告が委員会に全然なされなかった。第二に11月の臨時議会において、職員の給料もカットされる中、又宇城市の財政も一段と厳しくなる中において、6月の補正予算では合併特例債を利用していたが、今回の補正予算では、すべて一般財源を利用するのはおかしいのではないかということから、企画費の補正額のうち道の駅広場整備関係予算を全額減額修正する」というものだった。

修正案説明の後、討論に入った。

まず、「6月の総務常任委員会では、6か月待ったら結論を出すというのが、委員会の一致した意見であったように思える。修正案提出者も6月の本会議の中でその旨の発言をされている。執行部はかなり努力をしたと思う。しかし、今の経済情勢の中、中々成就できなかったというのが実情じゃないかと思う。私はその地域の出身者ですから、心情的にも、これは早く解決をしていただきたいというのが、土地を提供していただいた方の本当の意見ではないかと思う」

次に「6月の委員会で議論をして先延ばしにした。その時の議論の中で、私の記憶では他の委員も6か月という言葉を言われた。だから執行部も6か月掛けてこれだけの汗をかいて一生懸命やってきている。一度言ったことは守るべきだと思うし、さらには、相手があることだから、これを引き伸ばすことによって、利益よりも市政への失墜など不利益の方が多い」というものであった。

採決の結果、総務常任委員会付託部分については、補正予算の原案を一部修正し、可決すべきものと決定した。

※修正案
長、議員が提出した議案（原案）の内容を削除、減額または追加などにより変更すること。
議案の修正は、原案と独立するものではなく、原案に付随して行われるもの。修正の方法としては、①本会議における修正と、②委員会における修正とがある。
《本会議における修正》議会において審議中の議案に対する修正は、議会の審議権の一作用として議会にのみ認められた専権で、議員の提出する修正の動議による。
《委員会における修正》案をそなえ委員長に提出することなど、本会議における修正の場合とほぼ同様である。

建設経済常任委員会

●宇城市立公園条例の一部を改正する条例の制定について

「公園内に水飲み場を1基設置するとの説明を受けたが、その水道料金を含め、年間の維持管理費はどれくらいかかるのか」との質疑に対し、「予算としては消耗品、電気料金、水道料金で、1か所、年間13万9千円程度と週2回の清掃費をプラスした費用を想定している」との答弁があった。

整備が進む道の駅広場

●宇城市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

「使用料に滞納があるにもかかわらず、今回また料金値上げとなると、更に滞納額が増えることを危ぐする。今後の対策としてどう考えるのか」との質疑に対し、「悪質な滞納者に対しては夜間徴収や電話等で理解を促しながら徴収している。特に5月、8月、12月については職員一丸で1週間の夜間徴収を行っている。また、今回の値上げは一般的な標準世帯で月額約300円の値上げだが、下水道事業会計に対する一般会計からの繰入を少しでも減らすためには、利用者負担の原則により使用する皆さんにお願いするものである」との答弁であった。さらに、「今回の改正で温泉の下水道使用料がかなり上がっているが、この分についても使用料の滞納があると聞いている。今回の値上げは企業会計にとって益々赤字が増えてくるのではないのか」との質疑に対し、「流域下水道ということで、県に対して、維持管理負担金として1立方メートルあたり93円を支払っている。現在宇城市では使用料は27円としているため、この単価の差額分は、使用料として徴収できず宇城市で全て負担をしている」との答弁であった。これを受け、「2倍以上値上げするのは妥当と思うのか」とただしたところ、「昨今の経済不況により鏡町にある大型企業の撤退等を受け、22年度から県への負担金も大きく増額することになっている。いろんなことを勘案すると値上げせざるを得ない状況にある」との答弁であった。

松合祈念公園

民生常任委員会

●平成21年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

○生活保護費について

「生活保護扶助費378億6万円を計上しているが、実態はどうなっているのか」との質疑に対して、「生活保護世帯は年度当初、260世帯、338人であったが、12月1日現在、282世帯、377人と増加傾向ある。今後の伸びを予測して、来年4月1日には、保護世帯300世帯の400人という見込みで今回補正している」との答弁があった。

また、「認定までの審査方法はどうなっているのか。認定後は、保護世帯の状況をどのように把握し、支援しているのか」との質疑に対し、「申請までの間に、民生委員同席のうえ、面接を含めた申請者からの事前相談を受けて、保護申請後2週間以内に、生活の実態、資産調査等の資料をもとに審査会で認定している。認定後は、ケースワーカーを中心に保護世帯の状況を把握し、就職活動ができる世帯については、自立に向けての就労指導の支援をしている」との答弁があった。

さらに「却下されるのはどのくらいの割合か。また一度認定されて、自立した保護廃止世帯はどのくらいあるのか」との質疑に対し、「4月から9月までの上半期で、申請が59件あり、そのうち4件を却下した。また廃止世帯は、保護世帯のうち26世帯を自立により廃止した」との答弁があった。

執務風景

このことを受け、「このような厳しい経済状況のため、保護を受けなければ生活できない人がかなりいる。そのためにも、生活保護認定については公明公正にやって欲しい」との意見があった。

文教常任委員会

●指定管理者の指定について（宇城市不知火温水プール）

「指定管理者がプールの管理をする場合、安全面において心配はないのか。また、この管理について、市としてきちんと監督していくのか」との質疑に対し、「指定管理者となるNPO法人が、現在プール業務を担当している職員をそのまま採用し、事業に取り組むということから、安全、安心な運営ができると考えている。そして、市のチェック体制として、管理者に日報、月報、年報の報告をそれぞれ求め、定期的に担当課と管理者との連絡会議等を行いたい」との答弁があった。

それに対し、「現在の状況として、指定管理者の運営で事故があった場合は、最終的に市が責任を取ることになる。絶対事故が無いということを一番の条件として、運営を監督して欲しい」との要望があった。

不知火温水プール

●平成21年度宇城市一般会計補正予算（第5号）

○教育費の小学校費について

「小野部田小学校、海東小学校の建設工事に、できれば条件付き」一般競争入札を提案したい。市としても、工事費の額からすると、その方向でということになるがどうか」との質疑に対し、「二校あたりにして、7億円の事業費を予定しているため、当然一般競争入札の工事額になる。現在、一般競争入札で実施したいという考えのもと、その準備を進めようと思っている」との答弁があった。